

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名		神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例			
条 例 番 号		平成13年神奈川県条例第64号	法 規 集	第11編第5章	
所 管 室 課		県土整備局河川下水道部河港課			
条 例 の 概 要		公共の水域及び陸域における秩序の維持を図るため、プレジャーボートの所有者等の責務や保管場所の届出等、必要な事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	国において小型船舶の保管場所の確保を義務付ける法制度が創設されておらず、新たな不法係留の発生の防止のためには、プレジャーボートの所有者等に保管場所の届出を義務付ける本条例は、現在においても必要である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例にて保管場所の届出を義務付けた結果、直近5年間に限っても17件の届出が、条例施行後の累計では1,733件の届出があり、新たな不法係留の発生の防止のために有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例は、新たな不法係留の発生防止という行政目的を達するために、プレジャーボートの所有者等に保管場所の届出という必要最小限の義務を課したものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例は、「新かながわグランドデザイン実施計画」の主要施策「治水対策の推進」の内容に即したものであり、新たな不法係留の発生を防止することは、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、河川法の趣旨を踏まえたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			